

旭川で前進する公契約運動

市民100人が集った、2.28反貧困・公契約集会

川村 雅則

◆はじめに

2015年2月28日、旭川市勤労者福祉センターに市民100人が集まった。旭川弁護士会（会長：小林史人）主催の、「旭川でのワーキングプアの実態と公契約条例の可能性」を語る集会だ。日本弁護士連合会が全国各地で展開している「貧困問題全国キャラバン」の一環でもある。

ちなみに集会で報告したのは、本誌157号でふれた「旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人 旭川弁護士会）」のメンバー（労働組合、弁護士、研究者）である。研究会の活動があってこそ今次集会が実現したといって差し支えないだろう。

集会は、旭川のワーキングプア問題の実態を皆で共有し、その解決策として注目を集める公契約条例の可能性を皆で考えよう！という小林

会長の力強い挨拶で始まり、以下の流れで進んだ。

- 日弁連からの基調報告「貧困問題と日弁連の取組～最低賃金・公契約条例」…日弁連貧困問題対策本部 猪俣正
- 基調講演「なくそう！ワーキングプア、はじめよう！公契約運動」…北海学園大学准教授 川村雅則
- パネルディスカッション
 - ・北海学園大学准教授 川村雅則
 - ・自治労旭川市職員労働組合書記長 佐藤浩介
 - ・建交労旭川支部執行委員 須貝卓尔
 - ・日弁連貧困問題対策本部 渡辺達生
 - ・旭川弁護士会貧困対策PT委員 畑地雅之

◆旭川の労使の課題を可視化してきた——研究会の取り組み

- ・官民間わぬワーキングプア問題の可視化
思えば、2013年冬の準備会を経て、私たち旭



川ワーキングプア研究会が本格的に活動を始めたのが14年の春。今集会までの1年弱のあいだ、会議と調査活動を重ねてきた。

調べてきたのは、第一に、公契約領域で起きている問題だけではない。

条例案が議会にかけられていた札幌市とは異なり、旭川市（議会）では公契約は俎上に載っていない。そうした中で「公契約」に焦点をしばってしまうと、市民に関心を持たれないのではないかという問題意識で、研究会の名称のとおり、官民を問わぬ「ワーキングプア（問題）」全体に射程を広げ、調査に取り組んできた。

一例をあげると、研究会の構成団体である連合旭川と旭労連に加盟する産業別労働組合を通じて行った、非正規労働者調査である。

1,243部の調査票を配布し、417部の有効回答を得たこの調査で明らかになったのは、例えば、有期雇用ゆえの雇い止め不安の高さ（図表1）を背景に7割超が正規雇用あるいは無期雇用を希望しているという事実や、フルタイム型労働の非正規が多数（週35時間以上が半数）を占めながら、年収は、全体の3分の2が200万円に満たない（図表2）という事実である（詳細は、3月に発行された拙稿を参照）。地域の雇用にはこうした課題があることを可視化した。

・労使双方の課題を可視化

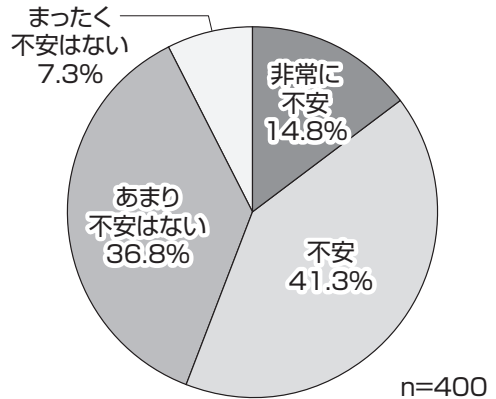
第二は、ワーキングプア（労働者）の実態だけではなく、本誌158号で報告したとおり、旭川市に登録している建設事業者を対象に、その経営や労務管理の実態、入札制度や公共事業に関する意向などを調べてきた。

言い換えるなら、公契約（の適正化）条例は、地域の産業や経済の立て直しの契機であると位置付け、労使双方あるいは地域や行政の課題にも目を配ってきたつもりである。集会では、その成果が報告された。

・市の臨時・非常勤職員問題、建設労働者の賃金実態

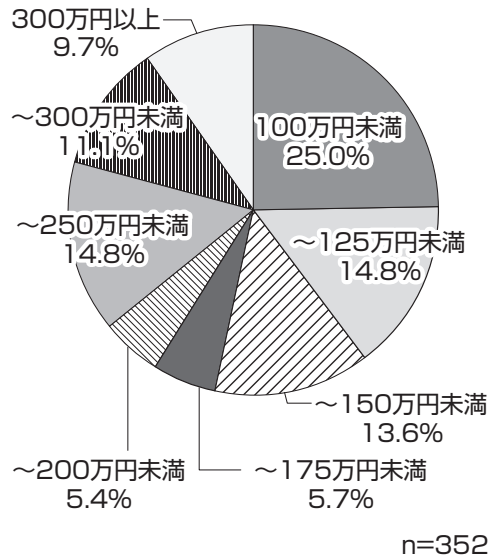
パネルディスカッションでの報告に話を移す。

図表1 雇い止めに対する不安



出所：旭川非正規労働者調査より。

図表2 年間総収入（税込み）



注：勤続1年未満者を除く。

出所：図表1に同じ。

まず佐藤報告は、短期間・短時間勤務者を除いても今や全国で60万人（総務省調べ）と言われる、地方公共団体で働く臨時・非常勤職員（いわゆる非正規公務員）問題である。

図表3は旭川市のそれであるが（本誌152号も参照）、恒常的な業務でありながら雇用は有期で上限付という理不尽。旭川市ではその割合は職員全体の4割を占める。同じ職場で肩を並べ

て働く彼ら臨時・非常勤の待遇を放置するわけにはいかないという力強い報告があった。

次に、須貝報告。建設・公共事業現場にも、技能労働者でありながら低賃金という問題が広がっていることは本誌で何度も報告してきた。しかも、この2年間で公共工事設計労務単価は大きく引き上げられたのに労働者の賃金には反映されていない(図表4)。須貝らは、公共工事現場に足を運び、労働者から話を聞くという、丹念な調査でそうした事実を明らかにしてきた(須貝らの取り組みや現場調査の結果は本誌154、159号を参照)。

以上の2つの報告と、札幌の公契約運動に関する渡辺報告を含むパネルディスカッション

では、旭川におけるワーキングプアのリアルな実態と、とりわけ官製ワーキングプア問題に対して、自治体には、使用者そして発注者としての責任があること、そして何よりも、旭川でも公契約条例の制定が必要なことなどを参加者一同で確認した。

◆まとめに代えて

「研究会」が発足して、はや一年が過ぎた。旭川の運動は確実に前進している。

ところで、札幌と旭川の運動で共通するのは

図表3 旭川市の臨時・嘱託(非常勤)職員の概要

・臨時職員(地方公務員法第22条)	
概要	繁忙期などにおける臨時、補助的業務に従事する。
勤務時間	原則38時間45分(正職員と同様)だが、勤務形態により短時間も。
任期	1回の任用期間が5ヶ月、勤続上限10ヶ月(他職場での更新可)
賃金	日給・・・6,140円～7,680円/時給・・・800円～1,000円
休暇等	病気休暇、子どもの看護休暇(子看休暇)など無給のものも。
・嘱託職員(地方公務員法第17条)	
概要	特定の業務でかつ専門性の高い業務に従事する。
勤務時間	原則29時間勤務
任期	1回の契約期間が1年、2回までの更新可(通算3年まで)※例外あり
賃金	相談員、調査員、指導員等・・・月額136,200円 司書、看護師・・・月額155,300円
休暇等	臨時職員に同じ。

出所：佐藤氏の当日配布資料より作成。

図表4 建設労働者54人の賃金等

	人数(人)	労務単価 ^{注1} (円)	平均賃金 ^{注2} (円)	対労務単価比(%)
交通誘導員B	5	8,900	6,811	76.5
普通作業員	12	13,500	8,233	61.0
型枠大工	13	16,800	11,403	67.9
とび工	8	17,100	9,382	54.9
鉄筋工	7	17,400	9,176	52.7
防水工	4	18,800	10,225	54.4
その他	5	16,020	9,500	59.3
全体平均	54	15,533	9,422	61.0

注1：北海道における公共工事設計労務単価(2014年値)。

注2：賃金の支払いは、51人が日給制で、4人(いずれも交通誘導員B)が時給制。(1)一時金等が支給されていた場合には、稼働日数で割った額を日給額に上乘せした。(2)時給制4人は、8時間に乗じて日給額を暫定的に算出。

出所：須貝氏の当日配布資料より作成。

何だろうか。ナショナルセンターや業種の垣根を越えた労働組合、弁護士、そして研究者らが結集し、現場の実態・問題を可視化しながら運動を広げていることなどが思いつく。

もっとも、市長提案で審議が開始された札幌と異なり、旭川市では、条例の提案にはまだ時間がかかるだろう。統一地方選挙の終了後という新たなステージで、業界団体や議員・議会あるいは当局・職員と問題意識を共有する作業を速やかに進めていきたい。

(かわむら まさのり 北海学園大学教授)